

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が予備自衛官等である雇用者の数を増加させた場合の課税標準の特例措置の創設		
要望内容（概要）	<p>○ 制度の概要 予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の充足向上を図るため、予備自衛官等である雇用者（雇用保険の一般被保険者をいう。以下同じ。）を1年間で2人以上、かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした事業主に対して、増加した予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の法人税額（個人事業主の場合は所得税）の税額控除を行うとともに、中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とするものである。なお、法人税額の控除額については、当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。</p> <p>○ 適用要件 以下のすべての要件を満たすことが必要 ア 青色申告書を提出する事業主であること イ 適用年度に、事業主都合により離職をした予備自衛官等である雇用者がいないこと ウ 適用年度に予備自衛官等である雇用者数を2人以上、かつ10%以上増加させていること エ 適用年度における予備自衛官等である雇用者の給与等の増加額が、一定水準（前期の予備自衛官等の給与等の支給額×予備自衛官等である雇用者の増加割合×30%）以上であること</p> <p>○ 中小企業者等の特例 中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とする。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	[初年度] ▲12（－） [改正増減収額]	[平年度] ▲12（－）	（単位：百万円）
要望理由	<p>(1) 政策目的 予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国に対する武力攻撃や大規模災害が発生した際、自衛隊は大きな人的勢力を必要とするが、平素からその人的勢力を確保するには多大なコストを必要とすることから、いざというときに速やかに必要な人的勢力を確保するため、非常勤の自衛隊員である予備自衛官等の制度を設けている。非常勤の自衛隊員である予備自衛官等は、防衛招集や災害招集などを受けて自衛官となり、各種の任務に就くこととされており、平時において所要の訓練を行い、いつ発せられるか、また、どの程度の招集期間となるか予測のつかない招集命令に備えている。</p> <p>予備自衛官等は、国から支給される手当のみにより生計を立てることは困難であり、他に生業を持つ必要があるが、予備自衛官等が防衛招集や災害招集などに招集された際に、職場を離れ業務に支障が生ずることを懸念し、予備自衛官等を雇用することについて、消極的な企業も存在する。このような背景もあり、予備自衛官等の充足率は66.5%（平成26年度末）と、3割が未充足の状態にある。また、その充足は年々低下傾向にあり、このままでは、予備自衛官等の制度が実効性を失うおそれがある。</p> <p>また、今年度末までの契約締結に向け検討を進めている民間海上輸送力活用に係るPFI事業においては、予備自衛官の活用を予定しているなど、現在、予備自衛官等の幅広い分野での活用を進めている。しかしながら、その充足がこのまま低下した場合、このような新たな施策の実現にも支障を来すおそれがある。</p> <p>予備自衛官等の制度の実効性を確実なものとするとともに、その充実を図るためには、現在の充足低下の流れに歯止めをかけ、予備自衛官等の充足を向上させる必要がある。このため、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図る税制措置が必要である。</p>		
	ページ	1-1	

<p>本要望に対応する縮減案</p>		
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○ 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26. 3. 31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協調主義に基づく積極的平和基本目標主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 ・ 政策分野 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 ・ 施策 人事教育施策の推進 <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけでは十分ではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</p> <p>○ 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(3) 人事教育</p> <p>近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。</p> <p>(エ) 予備自衛官等の活用</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、充足向上を図る。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>3年間（平成28年4月～平成31年3月）</p>
		<p>ページ 1-2</p>

	同上の期間中の達成目標	適用期間3年間で、予備自衛官等1, 140人を増加させ、充足率を68.5%に向上させる。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	28年度 240人(見込み) 29年度 240人(見込み) 30年度 240人(見込み) 適用数(見込み)は、25年度末の予備自衛官等である雇用者数を基に、本要望税制措置を新設することにより、予備自衛官等の雇用に係るインセンティブが働き、積極的に予備自衛官等を雇用する企業が増加し、予備自衛官等が増加すると見込んで算出した。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用要件を満たした事業主に対して、増加した予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の法人税額(個人事業主の場合は所得税)の税額控除を行うとともに、中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とすることにより、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させ、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上が見込まれる。これにより、多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることができ、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官を雇用することに伴う企業の負担に対して、その労苦に報いるため企業に対する政策的給付(謝金)として支給を行うものである。 ○ 平成28年度概算要求: 1, 450百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	現在、予算措置として運用している即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官が訓練招集や災害等招集に応じるために、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担(休暇制度等の整備、訓練出頭等の不在時にも発生する維持的な経費の支出等)を考慮して支給している。 これに対して本要望税制措置は、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものであり、即応予備自衛官雇用企業給付金とはその主旨及び性格が異なる。
	要望の措置の妥当性	予備自衛官等が防衛招集や災害招集などに招集された際に、職場を離れ業務に支障が生ずることを懸念し、予備自衛官等を雇用することについて、消極的な企業も存在する。このような背景もあり、予備自衛官等の充足率は年々低下傾向にあり、このままでは、予備自衛官等の制度が実効性を失うおそれがある。また、予備自衛官等については、中小企業者等に雇用されている者も多いことから、本要望税制措置により、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図ることに妥当性はある。
	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成27年度要望を提出。